

空き家の適正管理について

**近年、留萌市内において、適正に管理もされていない
空き家が増加しています。**

あなたが所有している空き家は大丈夫ですか？

(強風による倒壊や建築資材の飛散、屋根からの落雪など)

空き家等とは？

「空き家」とは、住宅や住宅に附属する倉庫、その他の工作物で、1年以上人が居住・使用していないものを言います。また、住宅などの敷地も「空き家」に含みます。

持ち主の責任は？

持ち主が管理不全状態で空き家を放置したことにより近隣の家屋や通行人などに被害を与えてしまった場合、その建物の所有者等は被害者から損害賠償などの管理責任を問われることになります。

管理不全状態とは？

- ① 老朽化や自然災害などによる空き家の倒壊や、建築部材の飛散、立木の倒れ、屋根からの落雪などで、道路の通行に支障を及ぼしたり、人の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす恐れがある状態
- ② 不特定の者が侵入することにより、犯罪若しくは非行又は火災を誘発する恐れがある状態
- ③ 草木の繁茂やねずみ、害虫等が繁殖することにより、周辺の生活環境に害を及ぼす恐れのある状態

問い合わせ先

留萌市幸町1丁目11番地

留萌市都市環境部環境保全課環境保全係

TEL : 0164-42-1806 (内線 125)

E-mail : seikatukankyoku@erumoi.jp



管理不全な状態のまま放置すると、周辺住民に大きな

pixta.jp - 14976774

不安や迷惑を与えます。！！